

山田達夫編著

『明治前期京都府
林政史資料』

地租改正および林野官民有区分についての研究は、近代日本における資本主義の発展、地主制の展開、さらに近代日本人の闘争の特質、したがって近代天皇制と近代社会の性格の究明にとつてきわめて重要な位置を占めており、それだけに従来多くの研究が行なわれてきた。こうした研究にとつて、『明治初年地租改正基礎資料』や、『明治前期財政経済史料集成』第一巻・第七巻、あるいは『明治財政史』第五巻に収められた政府関係資料は、いうまでもなく根本史料として位置づけられ、またその地位は今なお失われてはいないが、研究がこうした政策の具体的な実施・実現過程とそこにおける人民との対抗関係の究明へと進むるためには、こうした根本資料に加うるに、政策の実施主体たる府県段階の行政史料、在地の農民側の史料をもつてしなければならぬことは当然であろう。ここ

十数年間の研究が、かかる方向に努力を傾けてきたことはいまでもないが、府県レベルの史料が大系的に整理され、駆使されるということでは、きわめて大きく立ち遅れていると言わねばならないだろう。

本書は、こうした研究動向に対して、それをさらに一歩進めんとして編まれたものである。編著者である山田達夫氏は、従来の地租改正研究について、①中央史料に依拠しながら問題とされる府県を選択して事項ごとに調査を進めるという方法をとったがために、総合的な改租過程の研究がおろそかになっている、②中央の政策の実施主体として各府県のとつた具体的政策に関する研究が稀薄である、と批判し、地租改正研究の発展のためには、改租過程を総合的に跡づけ、そこから出発・立論せねばならず、そのためには政策実施主体としての府県について、一般性と個性性を考慮しつつ（そのため、本書史料には「参考」として中央史料が加えられている）、その実施過程を究明する必要があると主張されている。ここに、膨大な史料の公刊にいたった編著者の意欲がうかがえよう。

びそれ自身この史料を駆使した長大な論文としての「解説」によって構成されている。まず史料部分についてみておこう。ここには、本書のタイトル京都府林政史関係の史料だけでなく、市街地の沽券・地券・地租改正に関する史料をもあわせて包括的に収録されているが、これらの史料の時期と史料数（「参考」も含む）を示すと次のごとくである。

- 一、地租改正・林野官民有区分（明治一—二六年、一九一点）
- 二、地籍編纂調査（明治九—一五年、二点）
- 三、地押調査（明治一八—二四年、九点）
- 四、引戻処分（明治二—二三年、四点）
- 五、社寺上地・社寺林管理（明治三—二八年、五一点）
- 六、存廃区別調査・官林境界踏査・境界査定処分（明治九—二八年、二一点）
- 七、官地・官林松下（明治四—二六年、五五一点）
- 八、官林松下（明治一〇—三三年、四七点）
- 九、官林管理（明治二—三〇年、三〇点）
- 一〇、国土保全・民有林管理（明治四—三〇年、二五一点）

一、林産物処理（明治二〇—二八年、三三三點）

二、官制（明治元—二六年、三五五點）

三、雜（明治一一—三〇年、一四四點）

ここから明らかなように、史料の中心は地租改正および林野官民有区分に関するものであるが、これらの史料の多くは、京都府庁および京都山林事務所、京都大林区署、大阪大林区署など林区署の史料—行政文書であるが、この史料収録の大きな特徴は、時期的に長期間にわたる史料、とくに明治二〇年代以降の史料が多く取められていることである。最近筆者も、二〇年代の動き、とくに地租軽減・地価修正（地価引下げ）運動等から、地租改正の本質、改租過程の具体的様相を明らかにする必要があると考えており、この点で長期に渉る大系的な史料の存在は貴重なものといえよう。また、これが京都においてなされたことのもつ意味も大きいといえる。というのは、京都についての研究は、とくに近代史についてきわめて立ち遅れており、その意味でこの史料公刊が今後の研究の礎石になることは疑いあるまい。ただ、こうした研究状況に規定されて、改租過程から明治二〇年代における人民の側の史料が、丹後の西原家文書

など少数に止まっていることはやはり残念であり、今後の課題といえよう。

つぎに、「京都府における地租改正と林野官民有区分」と題する「解説」についてみておこう。この「解説」にはとくに章だてが行なわれていないが、その後編著者が『大阪経大論集』（第一〇三・一〇四合併号、第一〇六号、第一〇七号）に連載されている同名の論文が、「解説」と同じ序列でさらに立論を深めて書かれているので、そこに示された章構成を示すと、

I はじめに

II 明治初年の土地・課税政策と壬申地券の施行

1 明治初年の土地・課税政策

2 地券渡方規則と京都府地券心得書

3 壬申地券の施行

III 地租改正条令の発布と田畑・市街の改租事業

IV 林野官民有区分と林野改租

V 改租事業の完了と地価修正運動

VI 官民有区分前後におけるその他の林野政策の展開

VII おわりに

まずIIでは、旧慣の継承・実態把握を基調とした明治四年までの土地・課税政策から

磨藩置県以降の本格的政策への転換、すなわち、「地券渡方規則」（明治五年二月）

から「京都府地券心得書」（明治五年一月）、「地所質入書入規則」（明治六年一月）にかけての地券公布・地価確定についての政府・府県の政策の変化・展開を、私的土地所有の展開とのかかわりで論じ、さらに、IIIの「地租改正条令の発布と田畑・市街の改租事業」では、「沽券税法」・「地価取調規則条」・「分一税法」案など地租改正方法をめぐる諸見解の対立を経て「地租改正条令」発布にいたる経過を論じて、地租の性格を確定し、さらに、田畑・郡村宅地および市街地の改租事業について論じる中で、

改租にあたっての地価の算定方法が、従来
の定説のように検査例第二則によつては
なく、第一則・第二則併用で申告すべしと
のたてまえを前提に、実際は、改租事業の
実施過程で売買地価や第二則の優先は現実
に適応しないことから第一則に移行したと
主張されている。ついでIVの「林野官民有
区分と林野改租」は、著者の最大の主張点
であり、ここでは、林野の官民有区分すな
わち、林野の官没あるいは民有帰属の決定
を、農民的商品流通とのかかわりで論じて
いる。つまり、京都府下での官民有区分の

結果を、山国・相楽・丹後の三林業地帯で代表させ、とくに、商品生産の発展の遅れていた丹後でほとんど官没がなく、それに対して商品生産の発展の進んでいた相楽で官没がみられる「逆転現象」を、耕地と私有林との補定・結合関係の中での入会利用の多様性という観点から、農民的商品流通の概念を拡大することから説明されようとしている。

以上が簡単な素描であるが、本書について三橋時雄氏がその書評(『書齋の窓』No. 二四五)で述べられているように、「本書は京都府下での改租と官民有区分を包括的に実証して、そこでの特殊性を見出し、その理由を検討するとともに、林業の『発展』に対する新しい見解の提示とそれに基づく分析が試みられている」ものであって、今後の地租改正研究に一石を投じたものといえよう。ただ、一言私見を述べると、幾多の変遷を経て決定された地価の本質をいかに把握するのか、そのことが、地租軽減運動、地価修正運動といかにかかわるのかについてのよりつつこんだ究明が必要だと思われ、また林野の官民有区分については、農民の再生産構造の中での林野の占める位置と、それを基盤に展開される人民

の運動をその民属・官没決定の大きな要因としておさえることが必要ではないかと思われる。

(A5版 八五四頁 一九七五年二月
有斐閣発行 一、〇〇〇円) (猪飼
隆明・京都大学研修員)

和歌山県史編さん委員会編

和歌山県史 中世史料一

紀伊の中世文書といえば、高野山金剛峯寺に伝来されてきた「宝簡集」「統宝簡集」「又統宝簡集」を中心とする大日本古文書『高野山文書』、および山内諸塔頭史料を含む中田法寿氏編『高野山文書』を誰しも思うかべるが、今般、『和歌山県史』中の一冊として刊行された「中世史料一」は、右の『高野山文書』のうち旧領内文書を修正増補して再録したほかは、紀ノ川流域の在地文書を新たに多数紹介、活字化されていて、この地の荘園史研究には見逃すことのできなない史料集である。

紀ノ川流域一帯を包含する紀伊北部は、東寺領荘園(若狭大良庄、丹波大山庄等)と並んで荘園史研究の最も蓄積されてきた地域で、江頭恒治氏「高野山領荘園の研究」

をはじめ、すでに戦前から多くの業績が発表されており、地理学の分野からも「河谷の歴史地理」がその研究成果として公刊されている。和歌山県では、文化財保存事業として昭和四〇年度から、紀ノ川・有田川・日高川流域等を重点に古文書調査を実施してこられたが、この「中世史料一」はその調査の総合報告書を兼ねる意味も有しているとのことである。それだけに、多数の新発見文書を含む在地文書が、厳密な史料批判、吟味を経て公刊されたことは、該地域の中世に於ける実態究明に大きく裨益するものとして慶賀したい。

次に内容に触れると、本巻の構成は高野山山内所在文書を除く県内在地文書(かつて所在した文書も含む)のうち伊都・那賀両郡の中世文書を二〇家に分ち、各家別編年に配列する体裁をとっている。時代は平安中期の正暦二(九九一)年から、豊臣政権末期の文禄五(一五九六)年に及ぶ。中世の終末を文禄五年とされた根拠は今一つ明らかではない。あるいは文禄検地の施行を以て一応の中世終焉と考えられたかとも思われる。さて本史料集に収められている家別文書のうち最大なのは粉河東村王子